



羽市協第776号
平成29年1月4日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一 様
連合大阪河内地域協議会
議長 中谷 広孝 様
連合大阪南河内地区協議会
議長 東尾 勝 様

羽曳野市長 北川 嗣雄



2017（平成29）年度自治体政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2016年9月28日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

[連絡先]

羽曳野市

市民人権部市民協働ふれあい課

担当：中原・藤野

072-958-1111 内線 1081

2017(平成29)年度 自治体政策・制度予算に対する要請文(回答)

1. 雇用・労働・WLB施策

(1) 雇用・就労対策の充実・強化について

<p>大阪府域の就労支援拠点の充実に向けて、大阪府(OSAKAしごとフィールド)、堺地区(JOBステーション)、吹田地区(JOBナビ)に加えて、河内・北河内地域に拠点の増設をはかり、府域全体で就労支援事業を強化すること。</p>	<p>相談に来られた方には、内容に応じて、OSAKAしごとフィールドやJOBステーションへ案内しており、また、セミナーや講座等のチラシ・ポスターについても、市民の方が目につきやすい場所に専用のコーナーを設け、配架及び掲示をしております。 今後も就労支援拠点の周知および連携を行ってまいります。</p>
--	--

産業振興課

(2) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

<p>地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJTターン」などを推進されるが、特に若年層の定着支援と魅力ある中小企業の発見・情報発信事業の充実をはかり、業績評価指標で事業を検証すること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として処遇改善助成金等を検討すること。</p>	<p>今年度の「羽取野市地域しごと支援事業」では、介護・福祉分野の求人が多いため、「介護職員初任者研修」を開催し、ハローワークとも連携をとりながら、介護・福祉分野への就業促進を行っております。 また、主に地元求職者と地元企業とのマッチング事業もハローワークや商工会とともに開催しているところですが、今後、介護・福祉分野への雇用促進及び主に若者の定着支援についての施策を検討してまいります。</p>
--	--

産業振興課

(3) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

<p>大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、経済産業省の補助事業で改善活動の指導者養成機関となる「カイゼンスクール」の設置や高度な技能をもった「ものづくりマイスター」を養成すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を広く行うとともに、民間企業の最新設備を活用した実習プログラムへの導入など、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。</p>	<p>「ものづくり」の技能継承と後継者の育成については、重要であると認識しております。 商工会や市内関係部署及び関係機関とともに、効果的な施策について検討してまいります。</p>
---	---

産業振興課

(4) 地域就労支援事業について

<p>未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、地域就労支援センターで実施しているが、取り組みに温度差が生じている。市町村の事業実績を検証するとともに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、好事例等の共有をはかり、地域就労支援事業を強化すること。また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用し、地域における労働課題を集約するとともに、多様な構成団体が、中小企業・職場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援すること。</p>	<p>当市におきましては、地域就労支援センターを市内2か所に開設し、障がい者、母子家庭の母親等、働く意欲がありながら様々な要因のため就労できない就労困難者に対し相談業務を行っており、月に1度、障がい者を対象とした相談事業を行っており、若年層に対しては若者サポートセッションと連携し相談体制の強化や講座等を開催する等の支援も行っております。平成27年度からは、市内求職者を対象に資格取得対策講座等の就労支援も行い、早期就職を目指しております。また大阪府・市町村就労支援事業推進協議会に設置された部会において市の地域就労支援事業の状況報告や南河内地域の自治体と情報交換を行い、今後とも好事例について情報共有に努め、先進市の取り組みを研究し、必要に応じて事業の内容等についても検討してまいります。「地域労働ネットワーク」会議を通じ、地域労働内容を積極的に行ってまいります。事例研究を積極的に行ってまいります。</p>	<p>産業振興課</p>
--	---	--------------

(5) 若者支援について

<p>中卒者、高校・大学中退者、ひきこもり、心身の不調を抱える若者などに関し、地域の居場所の確保を含め、就労に至るまでの支援ができるしくみを構築すること。また、若者が将来を見通しながら安心して社会に踏み出し、自立生活を送れるよう、自治体としての若者支援構想をつくり施策展開をはかること。</p>	<p>大阪府や近隣市と連携し、毎年、中小企業の事業主向けに、労働環境の向上や労働法制の周知を中心にセミナーを開催しております。今年度の内容は、社会保険労務士による労働契約についてのトラブル事例紹介と対応方法、社会保障適用拡大、無期転換ルールについてを予定しております。今後とも市内関係部署や関係機関と連携し各種労働法制及び労働相談の窓口の周知に努めていきます。また就労相談等を通じてハラスメントの相談や法令違反の疑いがあれば労働基準監督署や労働局等と連携し問題解決に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>産業振興課</p>
<p>社会教育課</p>	<p>青少年の健全育成を支える地域づくり等を進めていきたいと考えています。</p>	

(6) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

<p>生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメントの強化と重層的な相談体制の構築に向けて、支援員を適正に配置すること。また、出口支援となる就労訓練事業への予算措置をはかり、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化すること。</p>	<p>本市では、自立相談支援事業を直営で実施、主任相談支援員、相談支援員、相談支援員、生活困窮者の抱えている課題・ニーズを把握し、支援プログラムの作成を行い、必要な支援を包括的に与えるよう関係機関とのネットワークの強化もはかっているところである。</p> <p>その中で、就労訓練等の支援が必要な場合は、現在、就労訓練事業所として認定を受けている事業所において、就労訓練事業を行ってまいります。今後、生活困窮者自立支援制度の任意事業である就労準備支援事業についても市として実施できるよう検討を行なってまいります。</p>
---	--

福祉総務課

(7) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

<p>改正をむかえた各種労働法制については、労働紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化と併せて、労働相談体制の充実をはかること。</p>	<p>大阪府や近隣市と連携し、毎年、中小企業の事業主向けに、労働環境の向上や労働法制の周知を中心としたセミナーを開催しております。今年度は内容は、社会保険労務士による労働契約についてのトラブル事例紹介と対応方法、社内関係適用拡大、無期転換ルールについてを予定しております。今後とも庁内関係部署や関係機関と連携し各種労働法制及び労働相談の窓口の周知に努めてまいります。また就労相談等を通じてハラスメントの相談や法令違反の疑いがありましたら労働基準監督署や労働局等と連携し問題解決に向けて取り組んでまいります。</p>
---	---

産業振興課

(8) いわゆる「ブラック企業」対策について

<p>長時間労働の強要や残業代カットなど過酷な労働条件で働かせる企業、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、若年就業だけでなく、新規開業企業経営者にも雇用労働相談センター等を活用し、労務管理を含めたワークルール指導を行うこと。また、悪質な企業には府独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳しい対策を講ずること。</p>	<p>労働条件や関係法令及び相談窓口については、大阪府作成のハンドブックの配布やチラシの配架等に加えて、大阪府や近隣市と連携し労働関係セミナーの開催を通じ、労働者や事業主に対して周知、普及を図っております。また、就労相談等を通じて労働条件等法令違反の疑いがあれば労働基準監督署や労働局等と連携し問題解決に向けて取り組んでまいります。</p>
---	--

産業振興課

(9) 仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について

<p>女性の活躍推進については、各団体が連携した取り組みを行っているが、女性の就業継続に向けたスキムアップや再就業支援施策の充実をはかること。尚、女性活躍推進法に基づき各自治体に策定を義務付けられた特定事業主行動計画が、実効あるとよりみになるよう努めること。また、大阪の女性就業率は、「男女の役割分担意識の強さ」が影響し、全国平均よりも低く、延びが考えられる。仕事と生活の調和推進に向けて、延長された次世代育成支援対策推進法の取り組みを一層進めるとともに、特に男性の意識改革に向けた施策の充実をはかること。</p>	<p>昨年度に引き続き今年度においても、子育て中の女性等を主な対象とした就業支援を行い女性の就業機会の確保に向けて取り組んでおります。また、雇用中の女性が職場で安心して働き続けるよう「男女いきいき・元氣宣言」及び「くるみるみる」「プラチナくるみる」マーク等の周知・啓発を大阪府、労働局、商工会等と連携協力しながら引き続き行ってまいります。仕事と生活の調和及び男性の意識改革につきましても庁内関係部署及び関係機関と連携し推進を図ってまいります。</p>	<p>産業振興課</p>
---	---	--------------

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について

<p>訪日外国人観光客を受け入れる環境の充実に向けて、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域Wi-Fiの環境整備、QRコードやICTを活用した多言語情報提供案内の普及促進をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備など、大阪府や経済団体と連携を密にし「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。併せて外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。</p>	<p>当市においては平成27年度4月より古市駅前観光案内所をリニューアルし、新たに案内員を配置しています。また、タブレット端末やプリンター等を設置し、より多くの方々に利用していただける環境を整えているところです。Wi-Fi環境整備につきましても、古市駅前観光案内所と道の駅「しらとりの郷・羽曳野」に今年度中にWi-Fi設置を進めています。また、多言語化に対応するようポータルサイトの整備も進めておりスマートフォンによる観光案内をAR（拡張現実）で実施しており、日本語、韓国語、英語、中国語に対応しています。観光案内所や道の駅では外国人向けの緊急連絡先を記載したカード（Portal Website for Emergency Information）を配布しています。</p>	<p>観光課</p>
---	--	------------

(2) 中小企業・地場産業の支援について

<p>①ものづくり総合支援拠点の充実について MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）との連携で、技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成など、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。</p>	<p>各種支援施策、各種事業を活用できるようMOBIOと連携し、市内の中小企業へ周知していきまます。また、羽曳野市商工会と協力し、地元企業のPR活動を積極的に展開、支援していきまます。</p>	<p>観光課</p>
<p>②TPPにおける完全累積制度の活用支援について TPPの2018年4月発効に向けて、地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう、関係団体と連携を図り、きめの細かな支援体制を構築すること。</p>	<p>TPPを市内の中小企業が活用できるよう制度を理解し、地方経済産業局と連携していきまます。併せて必要な支援体制を検討しまます。</p>	<p>観光課</p>
<p>③中小・地場企業への融資制度の拡充について 中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。</p>	<p>小規模企業サポーター資金（市町村連携型）の取扱金融機関を増やすなど、市内中小企業に対して融資の利便性の向上を図っています。また、開業に向けた支援策についても検討を行っているところだです。その他融資につきまは、大阪府制度融資等効果的な制度の案内を進めてまいります。</p>	<p>観光課</p>

<p>④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について 雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。</p>	<p>厚生労働省や中小企業庁等の支援施策や取組事例等の情報を収集し、効果的な支援ができるよう制度の周知を図っていきます。また、大阪労働局や大阪府と連携し、支援施策の充実を図っていきます。</p>	<p>観光課</p>
---	---	------------

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

<p>総合評価入札制度の導入が府内18市にとどまってしまうことから、未導入の自治体は拡充に向けて積極的に取り組むこと。また、公共サービス等の質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけて、関係団体との研究会等の設置について検討すること。</p>	<p>総合評価入札制度の導入については、公正性、客観性を損なうことのないよう制度の構築に向け、他市の動向や庁内関係各課との協議等、情報収集に努めてまいります。また公契約条例については国の法制化の動向や各市の状況を注視し、引き続き取り組みを検討してまいります。</p>	<p>契約検査課</p>
---	---	--------------

(4) 下請取引適正化の推進について

<p>中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。</p>	<p>本市では、工事契約約款等により法令一般の遵守を明記しております。また、提出された施工体制台帳から下請発注の適正化に向けた指導に努めます。今後も官公需法の趣旨を踏まえつつ引き続き請負業者への周知を図ってまいります。</p>	<p>契約検査課</p>
---	---	--------------

(5) 非常時における事業継続計画 (BCP) について
 業務継続計画 (BCP) 未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

事業継続計画 (BCP) については、今年度内策定予定です。	災害対策課
事業継続計画 (BCP) については緊急時に事業継続を阻む負の連鎖を防ぐために重要な計画と認識しております。国や府、大阪府商工会連合会におきましてBCP策定のガイドライン等が公表されており、また策定に向けての支援制度もあることから、当市におきましても中小企業に対して制度の周知等を行い普及に努めます。加えて市商工会とも連携を図り、セミナーの開催などきめ細やかな計画策定の支援を行います。	観光課

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて

今年3月に策定した地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議の協議や取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。併せて、地域医療構想調整会議において保険者(健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保)の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民など、広範囲な意見を反映させること。

大阪府において策定されました「地域医療構想」において、在宅医療等の推進が述べられ、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の連携等に取り組むべきとされています。医師会、歯科医師会、薬剤師会を始め、関係者のご協力を当市においても、医療と介護の連携会議を定期的に開催しております。あわせて市民の意見も反映しながら地域包括ケアシステムの構築に努めていきます。	地域包括支援課 健康増進課
--	------------------

(2) 予防医療の促進について

大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業において、第2次大阪府健康増進計画(H25～29)に掲げた数値目標が達成されるよう、健康増進・疾病予防に繋がる事業の取り組みを強化すること。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康づくりへの意識向上に向けた啓発活動を強化すること。

「健康はびきの21計画(第2次)及び食育推進計画」に基づき、計画スローガンを念頭に、がん検診をはじめ、健診事業の充実や予防接種事業、乳幼児健診など自己の健康管理に取り組みよう支援をしていきます。また、健康づくりの重点分野を中心に、市民の主体的な健康づくりをサポートしていただけるよう、世代やテーマをしばばった健康教育の充実を図り、市民の健康づくりを支援していきます。	健康増進課
---	-------

(3) 不育症の助成金制度について

<p>特定不妊治療に係る初回助成費の増額や男性不妊治療への助成について、国の補正予算により拡大されたが、不育症については予算が確保されていない。相談窓口を設置するなどの対応だけでなく、医療保険適用外助成事業としての独自支援策を講ずること。</p>	<p>本市においては、不妊に関する様々な悩みなどについて相談を行う中、専門の相談窓口を紹介するなど必要に応じて情報提供を行います。不妊治療助成事業については、大阪府が実施している「特定不妊治療費助成事業」等について情報提供を行います。不育症については、治療を実施している医療機関に限られていることから、医療機関の紹介等を行います。</p>
---	---

(4) 介護労働者の処遇改善と人材の確保について

<p>労働条件の不满による介護労働者の離職が発生しないよう処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性の向上および人材の定着を図ること。併せて、復職や新たな担い手を目指す人への支援制度を検討すること。</p>	<p>国においては、介護人材の確保に向けて施策を進めているところであり、本市としてもその動向を注視しながら、適切に対応してまいります。</p> <p>介護職員の賃金改善を目的に創設された介護職員処遇改善加算について、平成27年度の介護報酬改定において、介護職員の資質向上やキャリア形成等を推進するため、事業主の取組により一層促進されるよう拡充されています。事業所から提出される介護職員処遇改善実績報告書等により、今後も賃金改善の状況を確認してまいります。</p> <p>事業所に対しては、大阪府と連携する等しながら指導等をすすめており、法令等遵守の徹底を求めています。その際、介護職員処遇改善の内容等について、全ての介護職員に周知しているかの確認にも努めているところとす。</p>
--	--

(5) 認知症行方不明者対策の強化にむけて

<p>平成27年の認知症行方不明者が前年を上回り、3年連続で1万人を超えている。中でも、府内市町村において高齢者を見守るSOSネットワークが最も構築されているにもかかわらず、大阪府が多岐にわたる認知症患者の身元特定につながる情報登録したQRコードを配布するなど、誰もが迅速に対応できるようなシステムを検討すること。併せて、身元不明人台帳閲覧制度が有効活用されるよう見直しを図ること。また、近隣県、特に奈良県・和歌山県にもSOSネットワークの連携を広げること。</p>	<p>平成26年度より大阪府下の各市町村によるネットワークを活用した「大阪府認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携」に取り組んでいます。当市としても引き続き徘徊高齢者や身元不明者の早期発見につなげるため、「羽曳野市徘徊高齢者SOSネットワーク事業」及び「南河内圏域市町村徘徊高齢者SOSネットワーク事業」を中心に推進してまいります。</p> <p>近隣県については、大阪府を通じて行方不明高齢者の情報を提供するネットワークが構築されていることから、引き続き大阪府や近隣市町村と連携して行方不明者の早期発見に努めてまいります。</p> <p>なお、当市では認知症施策として平成28年度より徘徊の恐れがある認知症高齢者（羽曳野市徘徊高齢者SOSネットワークコードシール）に対して衣服や靴などに貼付できるQRコードシールを配付し、より速やかな発見につながるようネットワークの構築に努めているところとす。</p> <p>身元不明人台帳閲覧制度については、引き続き民生委員などを通じて地域住民への周知に努めます。</p>
---	---

(6) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

<p>①障がい者への虐待防止・予防 平成24年10月1日の障害者虐待防止法施行以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が全国の中でも多く、中でも養護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備することと、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。</p> <p>②障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備 本年4月に施行された障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法を实效性あるものとするための障害者差別解消地域協議会が設置されたが、相談事例の収集や分析、情報交換などを行い、各相談窓口の対応できない事案に対して適切な機関に繋ぐなど、地域協議会の機能を十分に発揮すること。</p>	<p>本市においても虐待事例の発生が続いています。この間、本市においては障害者虐待防止センターを当課に設置し、24時間体制で緊急通報に対応する体制を取っています。また、近隣市と共同で一時的避難場所を確保するとともに、平成26年度より障害者虐待防止ネットワーク会議を設置し、関係機関との情報交換及び情報の共有化を図りつつ、障害者虐待の防止及び養護者への支援をすすめているところです。</p> <p>本市においては、昨年度から障害者差別解消法の趣旨について、市広報紙により市民周知を図るとともに、当課と人権担当課との連携のもとで、周知用パンフレットを作成し、商工会等を通じて、民間事業者への配布を行うなど、同法の趣旨普及を継続して行っているところです。</p> <p>また、当課及び人権担当課に加え、4か所の障害者相談支援事業所においても市民相談窓口を設置しておりますが、現時点で対応すべき事例は報告されておられません。</p> <p>なお、ご指摘の障害者差別解消地域協議会につきましては、現在検討中の段階で設置しておりませんが、本市単独で解決が困難な事例が発生した場合は、大阪府障害者差別解消協議会及び広域支援相談員等との連携を適切に図ってまいります。</p>	<p>福祉支援課</p>
---	---	--------------

(7) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

<p>①全自治体の高位平準化 保育サービスの事業量に対する取り組みを検証し、子どもや子育て家庭がおかれている環境や地域の実情を踏まえ、制度内容の改善と事業計画の適切な見直しを行うこと。</p>	<p>平成27年度作成の「羽曳野市子ども夢プラン」「羽曳野市子ども・子育て支援事業計画」において定められました本市の保育サービスや事業量の在り方については、庁内の推進体制や夢プラン推進委員会において毎年進捗管理及び評価を行い、必要と思われる項目については改善を行うなど、今後とも適切な進捗管理に努めて参ります。</p>	<p>こども課</p>
--	---	-------------

<p>②待機児童の解消 市町村が公表している待機児童数には、認可外保育所を利用しながら待機している児童が含まれていない。潜在的な待機児童数について、認可外保育所について見直すこと。また、認可外保育所にも予算を理由に認可されていない市町村もあることから、保育の質が達成できず要件を満たせば認可できるように予算を確保すること。併せて、保育士や幼稚園教諭等の労働条件と給与水準の確保や適正な配置を行うこと、職場環境の改善を行うこと。</p>	<p>本市の保育施設等の利用申込においては、家庭状況や児童の保育状況等を専門相談員や受付員がそれぞれ聞き取り、きめ細かな利用者支援を実施しており、またこれら情報をもとに保育の必要性を十分勘案した上で利用調整し、保育所等に入園して頂いており、今後も潜在的な待機児童が発生しないよう、正確かつ的確な利用調整業務を行って参ります。「認可外保育施設また、平成28年度より認可外保育施設への支援として、認可外保育施設衛生・安全対策事業」を実施し、認可外保育施設の衛生・安全対策に対する補助を行っており、今後も施設の運営状況や保育状況を見ながら必要と思われ支援助に参ります。</p>	<p>こども課</p>
<p>③病児・病後児保育の充実 子育て中の就業者が継続就業するためには、病児・病後児保育を充実させることが一つの改善策となっている。平成28年度より国庫補助要件が緩和されたことから、特に、サビビ事業等に従事する世帯のために、休日保育を拡充すること。その際、病児・病後児保育ができれば努めること。</p>	<p>現在のところ、病後児保育事業をIか所で実施しておりますが、今後実施箇所が増加や病児保育などの新たな取り組みの必要性について、利用者の意見や本市の子ども・子育て会議に位置づけられています。「羽曳野市こども夢プラン推進委員会」での意見を踏まえながら検討して参りたいと考えております。</p>	<p>こども課</p>
<p>④「子ども・子育て会議」の労働者代表の参画について 両立のための参画には子育て支援の充実が必要であり、労使の参画は不可欠である。国の「子ども・子育て参画」のメンバー構成と同様に、子育て当事者の参画に配慮した構成による市町村版「子ども・子育て会議」の設置を行うこと。</p>	<p>羽曳野市において「子ども・子育て会議」に位置づけております「羽曳野市こども夢プラン推進委員会」の委員については、学識経験者や保健、福祉、医療、教育などの分野に係る団体からご推薦を頂くほか、一般市民からの公募委員を導入し、子育て世帯の保護者に参画して頂く機会を設けております。今後とも多様な立場から色々々ご意見を頂く場として、本会議を運営して参りたいと考えております。</p>	<p>こども課</p>

(8) 子どもの貧困対策について

<p>①子どもの生活に関する実態調査 大阪府が実施した実態調査の結果については、広く市民に周知し、必要な施策について議会や子ども政策に携わる市民の関係機関、専門家、NPOやボランティアなど幅広い団体・個人が政策提言できる「場」作りに取り組むこと。</p>	<p>大阪府が実施した調査については、平成28年10月に単純集計結果が公表されたところであり、本市では、広報はびきの平成28年12月号において、紹介記事を掲載しています。 大阪府では、平成29年3月下旬に調査の最終とりまとめがなされることとなり、子ども政策として、大阪府の調査内容や調査結果を踏まえながら、子どもたちの貧困の現状把握を図るとともに、事業を効果的に実施していきたいと考えております。</p>	<p>こども課</p>
<p>②子ども食堂 「子ども食堂」などをはじめとした子どもの居場所づくりが市民の自主的な活動として取り組まれているが、こうした活動を支える公的支援が殆どない。取り組みの自主性を損なく、安定的な事業実施を支援する制度の創設を検討すること。</p>	<p>大阪府においては、新子育て支援交付金の対象事業として子どもの貧困対策事業が設定されているところであり、本市では、この新子育て支援交付金を活用し、平成28年度新規事業として、生活に困窮している家庭の子どもの等的基本的な生活学習費づけを支援するため、学習支援をはじめ、相談事業等をすすめる。子どもが安心して過ごせる居場所を地域と連携しながら確保し支援する地域の団体に補助金を交付する、子どもたちの居場所づくり事業を実施します。</p>	<p>こども課</p>
<p>③児童育成の健全化 本年10月より一部施行される改正児童福祉法で定められた市町村の責務として、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進すること。</p>	<p>今回の改正により、児童福祉法の理念が明確化されたところですが、本市におきましては、これまでも家庭児童相談をはじめ、様々な取り組みを実施しているところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。</p>	<p>こども課</p>

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制・相談体制を強化した教育の質的向上にむけて

<p>大阪府では、平成23年度に「少人数学級編制に係る研究報告」がされているが、1・2年生以外にも対象学年を拡大している市町村もある。子どもたちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、教職員数を機械的に削減することがないよう大阪府に働きかけること。また、子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応について、教職員のみでは解決が困難である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。</p>	<p>これまででもさまざまな機会を通じて、国や府に要望をしており、今後も引き続き要望してまいります。</p>	<p>学校教育課</p>
--	--	--------------

(2) 奨学金制度の改善について

<p>今や大学生の2人に1人が利用している奨学金は社会問題となっている。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善を求めるとともに、給付型奨学金制度の創設を国に対して強く求めること。また、奨学金ローンを抱える市民の相談に応じられる体制を整備し、地方創生枠奨学金の導入などについて検討すること。併せて、地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。</p>	<p>日本学生支援機構奨学金については、大学進学時の活用が多く、現在市内でも中学校卒業時に活用する事例がほとんどないのが現状です。今後、進路選択の多様化の中で、活用する可能性もあるので、今後検討していきたいと考えています。</p> <p>また地方創生枠奨学金についても、主に大学生等に対する奨学金となっており、委員会で取扱いが難しいのが現状です。</p>	<p>学校教育課</p>
--	---	--------------

(3) 労働教育のキャリアキュラム化について

<p>連合大阪の労働相談において、働く上で必要な労働基準関係法や使用者の責任などの知識がないことによる相談が後を絶たない。学校現場における労働教育のキャリアキュラム化を推進するとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」など教育機関に広く周知し、有効活用できるように取り組みを強化すること。</p>	<p>本市では、幼稚園・小学校・中学校でのキャリア教育の視点でこれまでの取り組みを検証・整理し、発達段階に応じた中学校区でのキャリア教育11か年カリキュラムを作成しました。社会を担う子ども達が、社会の構成員として、自立し、生きがいをもつ社会へ参画できるようキャリア教育の充実に加え、中学校段階では各教科領域で雇用、労働問題、社会保障などについて理解を深めさせよう努めてまいります。</p> <p>また、「きまえ研修」については、小中学校の児童生徒の発達段階に応じた内容であるかどうかを検討し、有効活用できるよう努めてまいります。</p>	<p>学校教育課</p>
--	--	--------------

(4) 主権者を育てるために

<p>18歳選挙権がスタートした。学校教育のみならず、平和で民主的な社会を形成する主権者の育成にむけた教育を進めること。各自治体においても、選挙管理委員会等若者の投票行動を促す手立てを講じること。加えて、自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育についても推進すること。</p>	<p>子どもたちが自立し、他者と連携・協働しながら、生きる力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるような教育活動をめざしています。</p> <p>さらに、学習指導要領に基づきながら、単に憲法の内容や政治制度についての理解で終わることなく、その仕組みの意義や働きについての理解を深めさせるよう配慮し、選挙権が18歳に引き下げられた意義や課題を説明するとともに、政治参加する大切さを指導するよう努めてまいります。</p>	<p>学校教育課</p>
--	---	--------------

将来の有権者である子どもたちの意識の向上については、選挙時だけでなく、平日頃から啓発が重要であると考えております。今回、羽曳野市内の大学・高校・中学校などに出向き啓発を行い、主権者教育の一環として学校などへ投票箱の貸出しも行いました。今後は若年層向けに選挙の具体的な仕組みに関する知識・理解を習得してもらい、現実社会の諸問題・多面的・多角的に考察し、公共的な事柄に自ら参加しようとする意欲や態度をはぐくんでいただけたら幸いです。

選挙管理委員会
事務局

(5) 投票率向上の取組みの強化

投票行動は、主権者の国民が選挙に参加し、国民の意思を反映する最も重要な機会である。4月6日に成立した改正公職選挙法の主旨を踏まえ、投票行為を促す啓発行動や環境整備をこれまで以上に取組むこと。特に、期日前投票の投票率を向上させる施策として、期日前投票の投票率を向上させること。そのうえで、や大規模な商業施設等への投票所の設置と時間延長等、有権者の利便性を確保し、投票しやすい環境を整えること。

投票率につきましては、選挙時の社会情勢、話題性、季節および天候などにも大きく影響されます。本市の人口、地勢および交通等の事情を考慮して、期日前投票所は2カ所設置し、また選挙日は投票所を37カ所設けており、近隣市と比較しましても多い方だと認識しております。今後は選挙人の利用が見込めるか、人材の確保ができれば、地域性や費用対効果も考慮し、研究を行ったうえで施策してまいります。さらには選挙人の安全確保、設備整備および駐車場など整った投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

選挙管理委員会
事務局

(6) 人権侵害等に関する取組み強化について

①女性に対する暴力の根絶
平成26年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について大阪は多い状況にある。この結果をふまえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する取組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけではなく、加害者への対策についても検討すること。

本市では、毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、市広報（11月号）への記事の掲載や市庁舎敷地内におけるのぼりの設置、啓発ポスターの掲示など市民への周知、啓発をこれまでも行っており、平成28年度には女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」のパッチを作製し、性別を問わず広く市民に周知、啓発を行っております。また、期間以外にも市作成の啓発冊子、啓発物品において、女性に対する暴力が人権侵害であることを伝え、相談窓口についての情報提供を行っています。本市の配偶者等からの暴力に関する相談の窓口となる女性相談については、女性の専門相談員が様々な悩みに対し、適切な助言や必要な情報の提供を行っており、相談者に必要な期間継続して寄り添うことで相談者のエンパワメントにつながっています。また、市民意識調査の結果においても「公的機関の相談窓口」を利用した市民は10年前と比べて増加しているところでもあります。加害者への対策といたしましては、前述の各種啓発において、「どのようなことが暴力であるのか」、「暴力はいかなる場合も許されない事である」などのメッセージを継続して発信していくことが大切であると考えております。今後も被害の未然防止につながる情報の提供を継続し、さらなる取組みの強化に努めます。

人権推進課

財政課	<p>地方においては、財政が引き続き厳しい状況にあるなか、増加する社会保障関連経費や公共施設等の更新問題に対応していく必要があります。今後とも地方交付税をはじめたりたい必要な地方財源の充実、安定的な確保を図れるよう要望してまいります。</p>
-----	---

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 省エネ対策の推進について

環境衛生課	<p>国・府等の実施する補助制度、支援策等の紹介を広報誌等でおこない、制度、支援策の周知に取り組んでいます。また、小学生を対象としたエネルギー及び環境に対する出前授業を実施しています。環境負荷軽減に関する様々な情報、節電・省エネの記事等を広報誌等で掲載し啓発に取り組んでいます。</p>
学校教育課	<p>生活科（小学校）、理科、社会科、総合的な学習の時間等で、環境に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術を学習し、体験的な学習等を通して、社会の一員として、地球規模で生じている環境問題の解決に自発的に行動する意欲や態度を育むよう、環境教育を推進しております。</p>

(2) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

環境衛生課	<p>一般廃棄物は、本市を含む3市と一部事業組合で対応しています。ペットボトルのリサイクルや資源ごみの回収にも取り組んでいます。引き続き市民への分別回収等の啓発を通じてリサイクル率アップを図りたいと考えております。</p>
-------	---

① 廃棄物減量と再資源化製品の活用促進
 大阪府域でのごみ排出量は全国と比べても大きく、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で掲げた目標が早期に達成されるよう、各市町村は大阪府と連携し、ごみ排出量の大幅削減と再生利用率の向上に向けた効果的な施策を講じることに。特に、ごみの分別回収の徹底による再資源化の推進、再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

<p>②食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携</p> <p>食品廃棄物の削減に向けて、フードバンクなどの有効活用が実施される賞味期限間近の食品の子ども食料の取組と、「子ども食堂」などの子ども食料の提供や、災害発生時の避難所への食料提供などの災害対策など、各関連部署と連携・横断的な取組を構築し、食品廃棄物の削減に取り組むこと。また、食品廃棄物の削減などについて、学校現場のみならず、消費者である市民や、事業者に対する取組も含めて総合的に啓発の取組を実施すること。</p>	<p>大阪府が定める備蓄計画に基づいて、計画的に食料の備蓄を行っています。また、賞味期限間近の食料については、地域の防災訓練や社会福祉協議会等で非常食体験として有効に活用しています。</p>	<p>災害対策課</p>
	<p>平成28年度新規事業として「子どもの居場所づくり事業」（再掲）を実施しているところ。また、子どもの居場所づくり事業が地域に定着していくことを目指しており、そのうえで様々な波及効果が広がっていきおとを期待しています。</p>	<p>こども課</p>

(3) 6次産業の推進と担い手の確保・育成

<p>食料自給率の向上の観点から「大阪産（ももん）」「農産物の消費拡大と、環境負荷低減の観点から「地産地消」の取組は大きな政策課題である。大阪府の「大阪産（ももん）6次産業化サポーター」と市町村との連携により、商品化された製品の効果的なプロモーションにも注力した取組を実施すること。また、6次産業化に資する担い手の確保策として、学校現場での農林水産業についての情報提供や現場体験などによる理解促進の取組なども積極的に行うこと。</p>	<p>大阪産の農作物の周知を目的として広報活動をはかり、結果として「大阪産（ももん）」の消費拡大だけでなく、生産者の意欲向上につなげられればと考えております。</p> <p>6次産業化については、ぶどうからのジュース作り、ワイン作り、いちじくからのジャム作り等の羽曳野市の特産品を生かした産業の推進に向けてサポーターセンター、商工担当部局との協働体制の構築に努めます。</p> <p>担い手確保については、ぶどう就農促進協議会を組織し、地元の農家、新規就農者、大阪府立農業大学校との連携をとりつつ、積極的に新規就農者への情報提供を行うことにより、6次産業の活性化並びに担い手確保を図って参ります。</p>	<p>産業振興課</p>
	<p>小・中学校では、社会科において、農業・水産業・林業に關わる学習に取り組み、総合的な学習の時間等では地域学習の内容として地元の特産物について、地域の人材を活用して学習をすすめる学校も多くあります。また、栄養教諭を中心に「食育だより」を発行するなどし、地元の特産物の紹介なども取り組んでいます。</p>	<p>学校教育課</p>

(4) 森林整備の拡充と木材利用促進

<p>大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。各市町村では、43市町村中、21市町村での方針策定に止まっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。</p>	<p>方針策定については大阪府担当部局や庁内の公共施設等の担当者と十分に協議し必要に応じて策定することを検討しています。</p> <p style="text-align: right;">産業振興課</p>
---	--

(5) 消費者施策の推進と消費者保護

<p>消費者行政の組織体制の充実と機能強化をはかり、消費者被害の発生・拡大の防止に資する取組を行うこと。特に、増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うこと。また特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者を始めとする消費者の保護を行うこと。</p>	<p>消費生活センターを設置しており、週4日専門の消費生活相談員による相談・斡旋業務を行っております。また、消費者セミナーの開催や、地域での出前講座を開催することにより市民への消費生活セミナーの周知及び消費者意識の啓発を行い、広報誌へQ&Aを掲載し市内の相談事例を情報提供しております。庁内連携により高齢者や障がい者の相談情報を共有し、職員やケースワーカー等で見守りを行い、老人会や民生委員の会合で啓発チラシ等を配布し、被害の未然防止に取り組んでおります。被害の未だ然防止に取り組んでおります。引き続き、消費者への相談窓口の周知や、情報提供及び注意喚起の徹底に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">産業振興課</p>
--	---

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 空き家対策の強化

<p>増加傾向にある空き家への対策について、火災や倒壊などによるものがないよう、各市町村での特定空き家等に対する取り組みをさらに強化すること。また、空き家の活用について、国（国土交通省）は来年度、民間の空き家を高齢者や低所得者向けの賃貸住宅として活用する制度の導入を検討している。各市町村でも、国の考え方や方針に沿い、効果的に住宅弱者のための空き家活用に結び付けられるよう、制度を検討し、必要な予算を確保するうえ、具体的な施策を実施すること。</p>	<p>当市における空家の実情（所在や状態等）を把握するため、市内全域に渡る美観調査を実施しております。調査で得た情報をもとに「空家対策協議会」の組織化と空家等対策計画を策定し、地域の方々と連携を図りながら、空家対策を進めたいと考えております。特定空家に対する取り組みや国の施策については、「空家等対策計画」を策定する際に協議会の意見を聞きながら市として望ましい方向性について検討していきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">建築住宅課</p>
---	--

(2) 交通施策の強化・充実にむけて

<p>①「交通基本計画」の策定と市町村との連携 交通政策基本法の「交通政策基本計画」に基づく、総合的な交通施策について定めた「交通基本計画」を策定し、大阪府や近隣市町村と連携した交通施策の実践を求める。また、「交通基本計画」策定にあたっては、審議会などの場での労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるよう委員会参画などの対応を行うこと。</p>	<p>「交通基本計画」については、まちづくりの将来的な展望を見据えながら、大阪府、近隣自治体、公共交通機関や関係団体等と連携を図り検討して参りたいと考えております。 また、計画の策定にあたっては、幅広く意見を求めながら進めて参りたいと考えております。</p>	<p>道路公園課</p>
<p>②交通・運輸政策の専任者の人材育成 2013年12月に施行された交通政策基本法に基づいた施策の推進のため、特に各市町村を横断する公共交通路線や都市交通・まちづくりの課題などに精通する、持続性のある交通・運輸政策担当者の人材育成を行うこと。</p>	<p>交通・運輸政策担当者の人材育成については、交通施策関連の研修会や講習会等への積極的な参加に努めるとともに、必要に応じて人事担当部局と協議を行って参りたいと考えております。</p>	<p>道路公園課</p>
<p>③交通バリアフリーの整備促進と安全対策 公共交通機関(電車・バス等)のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーター等の設置や維持管理費用に対する財政支援措置を行うこと。また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置を講ずること。</p>	<p>市内5駅でのいわゆる「バリアフリー化」は、高鷲駅を始まりとして、これまでも順次鉄道事業者である近畿日本鉄道株式会社が行ってまいりました。また、市としても、鉄道事業者が行う駅舎でのバリアフリー化設備の整備事業については、その経費の一部を補助することにより、もって高齢者や障害者をはじめとす全ての人が自立し社会に参加できるよう「福祉のまちづくり」を進めております。 それにより、今年度末には年度内に事業予定の「上ノ太子駅」を含む市内4駅において、一定「バリアフリー化」されることとなります。 また、ホームドア等の設置については、昨今の報道とあり乗客の転落事故等も発生していることから早期の整備が求められておりますが、鉄道事業者にとつては、これらの整備には十分な財源の確保等が必要であるもの認識しております。 そこで今後の整備促進に向けては、補助制度の拡充と、安全かつ低コストで整備が可能となるような新たな技術の開発促進が必要不可欠ではないかと思われまします。これらについて、今後関係機関等を通じて国等にも要望してまいります。考えたいと参ります。 今後も鉄道事業者と相談のうえ、さらなる「バリアフリー化」の充実に努めてまいりますのでよろしくご理解のほどお願いいたします。</p>	<p>都市計画課</p>

(3) 交通安全対策の強化について

<p>大阪府内でも自転車関係する事故は多発している。昨年改正された道路交通法の趣旨に基づき、自転車運転者に対する啓発の取り組みを一層拡大すること。特に、自転車運転中のスマートフォンなどの危険運転に対する取り締まりを強化すること。また、本年から施行されている「大阪府自転車条例」について、府民への周知徹底を行うこと。</p>	<p>本市では、「大阪府自転車条例」と同様に、自転車運転者の交通安全意識の向上を図るため、「羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例」を制定しており、自転車事故の防止や自転車保険の加入義務化等について、交通安全市民大会・交通安全街頭キャンペーン等の各種イベントや市広報誌・市ウェブサイトを・庁舎電光掲示板等の広報媒体により周知徹底を図っております。また、自転車運転中のスマートフォンなどの危険運転に対する取り締まりについては、警察の権限であるため、所轄の羽曳野警察署と協議を行いながら、行政としての対応策を検討して参りたいと考えております。</p>	<p>道路公園課</p>
---	--	--------------

(4) 災害対策の強化

<p>①社会インフラ対策の強化 社会インフラ対策の強化・充実には、巨大地震が予測されるなかで重要な事業である。「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、耐震化や津波対策などを行うこと。また、2015年3月策定の「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を効果的に実践していくこと。特に、老朽化した社会資本について、点検・診断・監視システムのICT化をはかり、効率的な維持管理を行うこと。また、発災時に避難場所となる各市町村立学校の耐震化が速やかに完了すること。加えて、不特定多数の人が利用する民間施設などの耐震化についても、その取り組みが進むよう、財政的な支援施策を講ずること。</p>	<p>本市では、民間施設などの耐震化の取組みとして、今年度、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定既存耐震不適格建築物について、その所有者に耐震診断及び予備診断に要した費用の一部を補助する制度（耐震診断及び予備診断に要した費用の2分の1かつ上限100万円）を設けております。平成29年度につきましても、今年度と同様に補助制度の設置を予定しております。</p> <p>発災時に避難所となる市立小中学校の校舎・屋内運動場は、平成27年度末で躯体の耐震化工事が完了しております。また、平成28年度から平成33年度までに小中学校20校の非構造部材耐震化工事を実施します。（平成28年度は6校の工事を実施中）</p>	<p>建築指導課 教育総務課</p>
<p>② 防災・減災対策の充実・徹底 平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、市町村が作成しているハザードマップや防災マニキュアルなどの活用も含め、住民への周知を徹底すること。また、市民や事業者を巻き込んだ防災訓練などの定期的な実施により、「顔の見える関係」を構築すること。地域「顔」の「避難行動要支援者」のための迅速な支援体制の確保など、災害時の助け合い・地域防災力の向上につながる工夫を行うこと。さらに、各市町村での避難行動要支援者の名簿作成を早期に完了すること。</p>	<p>平常時の地域で行われる訓練等は、消防本部、消防団、市が協力し、防災訓練や防災講演会などを行っています。今後も、関係機関と協力し住民へ周知致します。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における自助・共助の活動情報の要として、地域の自主防災活動の中で慎重かつ適切に活用していただけるよう、関係課と連携して啓発に努めています。</p>	<p>災害対策課</p>

福祉総務課	<p>本市においては平成24年3月より羽曳野市災害時要援護者支援制度を開始しており、災害時要援護者支援者台帳を作成し、民生委員、町会役員、校区福祉委員に平時より配布し、台帳に基づく訪問活動等によりあらかじめ顔の見える関係を築いてもらい、本人の状況の把握、避難支援者の確認なども行うとともに、地域主催の避難訓練などにも台帳登録者に参加の呼びかけなども行っていたいただいています。また、地域の中で普段から声掛けや見守り活動などにも活用していただいています。</p>
災害対策課	<p>大阪府の調査に基づいて設定される土砂災害警戒区域や浸水想定区域については、ハザードマップ等により周知を図り、区域内住民の危険性について認識していただく、早期の避難行動につながるよう啓発に努めます。</p>
下水道建設課	<p>公共下水道の雨水関連施設整備については、既存施設を最大限に活用することにより限られた財源の中で、公共下水道事業計画に沿って可能な限り早期に、ハード及びソフト対策の両面の整備を進めてまいります。河川における災害防止等の整備については、河川管理者である大阪府に対し要望を行います。</p>

(5) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

災害対策課	<p>国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされており、これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う対策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への支援措置を講じること。</p>
災害対策課	<p>利用者のマナー向上については、鉄道事業者や警察が行う利用者のマナー向上の啓発活動を市広報紙に掲載する等、市として必要な協力を行ってまいります。</p>